

生成AI時代の「声の権利」：法務省が示す新たな法的ルール

深刻化する「声」の無断利用と被害の実態



最大**45億円**
潜在的な経済損失



主要SNSでの侵害疑い指摘は4万件を超え、産業全体に深刻な勢を落としています。

EXAMPLE
国内初のAI音声模倣訴訟
(津田健次郎氏 vs TikTok)



月**75万円**もの
収益を得ていた



KEY_FINDING:
「声そのもの」を守る
明文規定の欠如

従来の著作権法では「声質」を直接保護できず、権利の空白地帯となっていました。

法務省指針案が定める「新ルール」の核心



DEFINITION:
声は「人格権」と
「パブリシティ権」の対象

声を「個人の人格の象徴」および「財産的価値」を持つものとして明確に位置づけました。

KEY_FINDING:
侵害を判断する2つの重要基準



同定可能性
一般人が本人と
識別できるか



商業的依存性
経済的利益を
得ているか

「声を重要な人格権が事及」「財産」左身」を持つものとして明確に位置づけました。

COMPARISON:
AI複製は「違法」、
伝統的な「ものまね」は「適法」



違法



適法

演者による模倣と客観的に判別できる身体的パフォーマンスは、原則として許容されます。

生成AIの利用ケース：法的なOK/NGのライン

	利用ケース	権利侵害の成否	判断のポイント
1	著名人の声を無断学習し収益化	権利侵害 (違法)	パブリシティ権の不当利用に該当
2	AI音声のディープフェイクボイス	重度の違法	人格権侵害・名誉毀損として賠償対象
3	人間による「ものまね」芸	原則適法	本人と誤認させない表現の自由